

## ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（国内制限措置の延長と一部変更）

2021年9月6日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、9月13日までとなっています。

■ 1 今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

● テサロニキ国際見本市（9月11日～9月19日開催）の訪問者は、ワクチン接種完了者と新型コロナウイルス治癒者のみ可。12～17歳はセルフテストによる陰性証明でも可。

● 朝市（ライキ）では店員に加え、客にもマスク着用を義務付ける。

● 学校関係

（1）ワクチン接種完了者及び新型コロナウイルス治癒者以外の幼稚園・小中学校・高校の学生には、週2回（火曜と金曜）、始業前24時間以内のセルフテストを義務付ける（ただし、登校初日は当日前24時間以内のセルフテストが必要）。

（2）ワクチン接種完了者及び新型コロナウイルス治癒者以外の教員、事務員、スタッフ等には、週2回（火曜と金曜）、始業前24時間以内のラピッドテスト又はPCR検査を義務付ける（ただし、登校初日は当日前24時間以内の受検が必要）。

（3）クラスで感染者が発生した場合、濃厚接触者とみなされる学生は通学を継続できる（自宅待機は無し）が、上記セルフテストに加え、接触日初日と7日目にラピッドテストの受検が必要（公立機関では無料）。なお、ワクチン接種完了者及び新型コロナウイルス治癒者の学生については、接触日初日と7日目にセルフテストの実施が必要。

● 9月4日から一部の屋内の児童遊技場では、未成年者へのセルフテストの陰性証明提示を義務付ける。

■ 2 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210906\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210906_kokunai.pdf)

※国内航空便、フェリーをご利用の際は、必要書類が流動的で分かりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については運航会社にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)